

うずらはし 事故発生防止のための指針

1. 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

- (1) 特別養護老人ホームうずらはしでは、「人としての尊厳や安心・安全を阻害し、提供するサービスの質に悪影響を及ぼすもの」をリスクと捉え、より質の高いサービス提供を実現するため、介護事故の発生防止に努めるものとする。
- (2) 本施設においては、組織全体で介護事故の発生防止に取り組むため、本指針に基づき必要な体制を整備するとともに利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供の徹底を図ることとする。

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

- (1) 介護事故防止(リスクマネジメント)委員会の設置
施設内での介護事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対する迅速かつ最善の対応を協議し、再発防止対策を構築するために、施設内に「介護事故防止(リスクマネジメント)委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
- (2) 安全対策担当者の設置
・安全対策担当者は、次長とする。
- (3) 委員会の構成
・構成委員は、毎年業務分掌により配置する。
- (4) 委員会の開催
・委員会は、月1回、定期的に開催する。ただし、事故発生等、緊急の必要がある時は、隨時開催する。
・委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長に事故等があり、また業務上の都合上やむを得ない時は、副委員長がその職務を代理する。
- (5) 委員会の役割
・介護事故発生時の対応に関すること
・介護事故報告の分析及び改善策に関すること
・介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること
・介護事故防止・対応マニュアル及び事故報告書・ヒヤリハット報告書の整備、管理
・介護事故防止に関する情報提供に関すること
・介護事故防止のための職員教育・職員研修に関すること

3. 介護事故の発生防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故の発生防止に取り組むに当たり、適切な知識の普及及び安全管理の徹底を図るため、委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員等への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 研修プログラムの作成
(2) 定期的な教育(年2回以上)

- (3) 新規採用職に対する事故発生防止研修会の開催
- (4) 実習生、ボランティア等への教育・指導
- (5) その他必要な教育・研修の実施

4. 介護事故、ヒヤリハット事例等の報告方法及び介護に関わる安全の確保を目的とした改善方策に関する基本指針

(1) 報告システムの確立

事故に関する情報を漏れなく収集するため、事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成する。収集された情報は、分析・検討のうえ施設内で共有し、再発防止策の構築に活用する。なお、事故報告書・ヒヤリハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

(2) 事故要因の分析

収集された情報は、多職種と連携し、問題点の分析・評価を行う。分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面等から要因分析を行い、再発防止策の構築に活用する。その際には、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、委員会及び部署ごと、またユニット単位で全職員への周知徹底を図る。

5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供するうえで、事故が発生した場合、うずらはしは利用者等に対して必要な措置を講ずるなど、速やかな対応と迅速適切な事故解決を行う。

また事故の状況及び事故に際してとった措置については、必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対応するため、損害賠償保険に加入する。

(2) 家族に対する連絡説明

家族に対しては、予め指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また事故発生状況等については、適切に迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の状況
- ② 事故発生原因及びその再発予防
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の損害賠償の有無

(3) その他連絡・報告

主治医、サービス事業所等に連絡し、市町村に対しては介護事故等の報告をする。

医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きと医療機関との連携を図る。

6. 閲覧

介護事故発生防止のための基本方針は施設内に掲示するとともに、施設ホームページにも掲載し、広く施設内外の閲覧に供するものとする。